⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 7 March, 2019

⑻ Contact point for the notice: Naoki, Ohyama Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年12月20日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第５号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　陸自宮古島㉚平良宿舎新設建築工事
⑶　工事場所　宮古島市内
⑷　工事内容　本工事は、宮古島市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。
1　宿舎　新設（鉄筋コンクリート造３階建／延床面積　2,160㎡）
2　自転車置場　新設（鉄筋コンクリート造１階建／延床面積　54㎡）
3　プロパン庫　新設（鉄筋コンクリート造１階建／延床面積　８㎡）
4　共同物置　新設（鉄筋コンクリート造１階建／延床面積　10㎡）
5　ゴミ置場　新設（鉄筋コンクリート造一式）
6　自転車置場　解体（鉄筋コンクリート造１階建／延床面積　11㎡）
⑸　工期　平成32年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約1,990㎥、鉄筋約180ｔ、板ガラス約280㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに建築工事に対する直接工事費（当該工事に費用な仮設費含む。）及び共通仮設費のうち積み上げ分について、記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。
⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑿　本工事を難工事に指定する。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年12月20日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、陸自宮古島㉚平良宿舎新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。
⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる②の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積1,000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
②　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ床面積500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置すること。
ア　一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、次に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。（原則、着工から完成まで従事していること。）
・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。